

大崎上島町 社協だより

No. 218

2021(令和3)年6月発行

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江5-9
社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会 (TEL 0846-62-1718)
ホームページ <http://www.syakyo.net/>



①非常持ち出し品を準備しておく マスクも必需品に加えましょう

感染症拡大防止

チェック



- ①マスク ②食料と飲料水
 - ③タオル ④ウエットティッシュ
 - ⑤寝具 ⑥歯ブラシ ⑦着替え
 - ⑧普段飲んでいる薬、お薬手帳
 - ⑨自分を証明するものの写し(各種保険証、手帳、命の宝箱など)
- ※その他、個別に必要な物

②備蓄食料品は、賞味期限が来る前に 普段の食事を使いながら備蓄しておく



災害への備え 大切な4つのポイント



③発災時の避難場所や、どう避難するか を決め、家族、近所と共有しておく

※災害によって、避難場所が違うこともあるので
注意

ポイントは、いかに安全確保ができるかです
場所によっては、在宅避難が安全な可能性もあります



④近所に住む方と普段から声を掛け合い、「顔なじみ」の関係をつくっておく

同じ世代だけでなく、多世代との交流も大切です



社会福祉協議会では、大崎上島町被災者生活サポートボラネット推進事業を平成26年度より実施しています。この事業は、平成30年7月豪雨災害時に開設した「災害ボランティアセンター」のように、被災された土地や民家の土砂の撤去などの作業を行うだけでなく、平常時に災害に備えた取り組みの呼びかけなどを地域に向けて発信する役目があります。

災害は突然やってきます。いざという時に慌てないために日頃から何を備えておく必要があるか、4つのポイントをまとめてみました。

あなたはもちろんのこと、あなたの大切なひとのために、「災害への備え」を再点検してみましょう！



新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業された皆様へ 生活福祉資金特例貸付のご案内

～ 一時的に必要な生活費をお貸しします ～

休業された方向け（緊急小口資金）

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※生活保護世帯は対象外
- 貸付限度額 原則として、1世帯につき1回10万円
※ただし、条件に該当する場合は1世帯につき20万円
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間経過後2年以内

失業等された方向け（総合支援資金）

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが要件となります。その他一定の条件あり）※生活保護世帯は対象外
- 貸付限度額 (1)2人以上：月20万円以内 (2)単身：月15万円以内
◇貸付期間：原則3か月以内（分割交付 1か月ごと）
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間経過後10年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要



◇ 申込に必要なもの

共通必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減収や失業等の状況が確認できるもの（給与明細、通帳、離職票、廃業届等） ・ 振込可能な申込者本人名義の預金通帳、キャッシュカード ・ 印鑑
緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票等）等
総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票（世帯全員分） ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、障害者手帳等） ・ 既に緊急小口資金特例貸付を利用している場合は「緊急小口資金特例貸付決定通知書」の写し <p>※申込にあたり、複数回面談させていただく場合があります。また、必要に応じて追加の提出書類が必要な場合がありますので、ご了承ください。</p>

◇ 受付期間：令和3年8月末（令和3年6月末から8月末に延長されました）

◇ 相談・申込受付時間：午前9時～午後4時（土曜、日曜、祝日は除く）

【 問い合わせ先 】 社協本所 ☎0846-62-1718 担当：塩飽

住み慣れた地域で暮らし続けるために

フレイル予防を心がけて自立した生活を！ ③

フレイルとは、加齢に伴って筋力や心身の活力が低下し「健康」と「要介護」の中間の虚弱な状態にあることを言います。

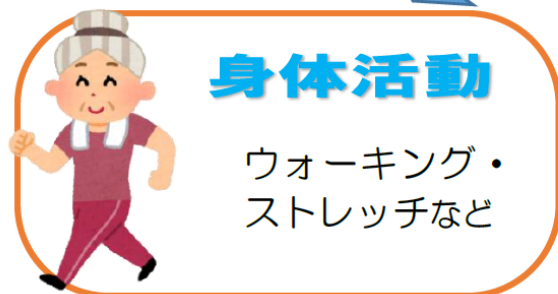
フレイルは3つの要素で構成されていると言われています。動作が遅くなる、転倒しやすくなるなどの「身体的要素」、認知症やうつなどの「精神的要素」、さらに孤独や閉じこもり、経済的な困窮などの「社会的要素」です。

フレイル予防 3つの要素

栄養・身体活動・社会参加の3つの要素は、互いに影響し合っています。



3つの要素それぞれを日常生活に取り入れていくことが大切です。



※感染症などが流行している時期は、家にいながら健康を維持する工夫をしましょう。

【身体活動のポイント】

- ・座っている時間を減らし、足踏みをするなど身体を動かす。
- ・体操やスクワットなど、家の中や庭などのできる運動をする。
- ・家事や農作業などで身体を動かす。
- ・人混みを避けて、一人や限られた人数で散歩する。

【栄養・口腔ケアのポイント】

- ・3食欠かさずバランスよく食べて、規則正しい生活を心がける。
- ・毎食後、寝る前に歯磨きをする。
- ・しっかり噛んで食べる、歌の練習をする、早口言葉を言う、お口周りの筋肉を動かす。

【人との交流（社会参加）のポイント】

- ・家族や友人と電話で話す。
- ・家族や友人と手紙やメール、SNSなどを活用して交流する。

《相談窓口・問い合わせ》 大崎上島町地域包括支援センター ☎67-0022

大崎上島町木江5-9（木江保健福祉センター内）

ご寄付ありがとうございました

お寄せいただいたご寄付は、福祉のまちづくり推進のため、有効に活用させていただきます。

【令和3年5月15日～令和3年6月11日 お申し出分】

【生前のお礼】

- ・原田 横本 正樹 様 (故叔父 石本嘉隆様)
- ・木江 井上 武久 様 (故姉 田村鈴子様)
- ・東野 赤尾 秀尚 様 (故母 キミエ様)
- ・中野 村上 千津子様 (故夫 輝樹 様)
- ・中野 藤若 弘明 様 (故父 義夫 様)

【一般寄付】

- ・中野 藤岡 秀子 様
- ・中野 菅原 一郎 様 (外出支援のお礼)
- ・匿名 (1名様)



介護者家族会

～7月定例会のご案内～

日時：7月9日(金)

10:00～11:30

場所：大崎老人福祉センター

1階「すまいるーむ」

対象者：在宅で介護されている方

もしくは、介護されていた方

※予定変更の可能性あり

認知症の人と家族の会

～7月定例会のご案内～

日時：7月23日(金・祝)

9:30～11:30

場所：オレンジハウス

対象者：認知症状がある方

在宅で介護されている方

※予定変更の可能性あり



くらしの相談会

～7月定例会のご案内～

日時：7月6日(火)

13:30～14:30

場所：大崎上島開発総合センター

内容：日常生活に関する相談

対象者：大崎上島町内にお住いの

方や、家族、支援者

※予定変更の可能性あり



日本赤十字社 大崎上島町分区よりお知らせ



日本赤十字社
Red Cross Society of Japan

皆様にご協力いただきました「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」は総額 **15,994円** となりました。

いただいた義援金は広島県支部を通じて被災地へ全額送金しました。

皆様の温かい支援に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

「社協だより」は、皆様からの社協会費・寄付金などにより、発行させていただいております。